

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令要旨

- 1 租税特別措置法等の一部改正に伴い、適用額明細書の様式及びその記載要領について、所要の整備を行うこととする。(第3条、別記様式、旧様式第二関係)
- 2 この省令は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとする。  
(附則第1条関係)